

鳥取県コキンバイ保護管理事業計画

I. 事業の目標

コキンバイは、バラ科コキンバイ属に属する多年生草本植物で、ブナ帯域の日当たりのよい林縁など、やや乾性に生育する多年生草本である。地下茎は長く這い、茎、葉ともに軟毛が密生する。葉は3小葉からなり、花茎の先に直径2cm程の黄色の花をつける。全国的には、北海道、本州の亜高山帯に分布し、県内では、東部地方において分布が確認されている。

県内で確認されている生育地付近は、いずれもチシマザサが繁茂しているため、チシマザサの進出繁茂による絶滅が危惧されており、生育環境の改善が必要である。このため、平成14年に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特定希少野生動植物種に指定された。

本事業は、県内の生育地の環境の改変により、本種が絶滅の危機に瀕しているという現状に鑑み、生育環境の改善を図り、適切な保護管理を県民との協働により実施していくための方策等を検討し、本種が自然状態で安定的に存続していくことを目標とする。

II. 事業の区域

県内における本種の分布域

Ⅲ. 事業の内容

1 個体群及び生育環境の保全・管理

(1) モニタリング

本種の生育地は、個体群の衰退や環境の改変が進んでいることから、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを行いながら、即応的な対策を講じる。

(2) 生育地における採取の防止

本種は、その希少性から、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、採取が禁止されている。

この規制について積極的に周知すること等により、採取の防止を徹底する。

(3) 生育地の管理

周囲に生育するチシマザサが旺盛に繁茂することにより、生育環境が圧迫されていると考えられることから、周囲の状況に留意して、計画的なチシマザサの刈取等の植生管理を実施し、明るい裸地を維持する。

(4) 生育地の拡大

本種の増殖は、生育地における野生個体群の維持、拡大によることを基本とする。

また、生育地の維持が困難となり、緊急避難的措置が不可避であると考えられる場合は、予め動植物の専門家と協議し、科学的知見を踏まえながら、遺伝子かく乱による野外個体群の存続を脅かすことのないよう、自生地周辺の生育適地となる草地などに適切に移植することを検討する。

(5) 持続的な保全・管理

現在の生育地を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴や環境での役割、生育地の役割や価値を周知して、地元住民等との協働に

よる持続的な保全・管理の方策を検討する。

(6) 生育地保全策の検討

長期安定的な生育地の確保が極めて重要であるため、「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」による自然生態系保全地域の指定等を検討する。

(7) 保全管理体制の整備

本種は、その希少性から、これまで生育地の公開は行われていない。今後は、このような希少種についても、多くの県民への周知により、県民との協働で保全管理していく体制づくりが必要であり、そのような方向の中で保護管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

しかし、現段階では場所を公開せずに、地元住民等からなる団体による保護管理の推進を図ることとする。

また、希少野生動物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を目指すこととし、その過程で希少種の保護管理を担う地域住民、民間団体、地元自治体等の幅広い主体及びその相互間の協力を確保するよう努める。

2 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動物種の保護に関する条例関係

本種の個体数は著しく少なく、その分布が限られており、生育環境の急激な変化により、絶滅の危機に瀕していることから、「鳥取県希少野生動物種の保護に関する条例」により特定希少野生動物種に指定され、既に採取等が禁止されている。

また、自然生態系保全地域の指定については、生育地を告示する必要があるため、その場所が特定されやすくなるため、地域における保護管理体制の状況等を踏まえて行うこととする。

(2) 関係法令等

必要に応じて関係法令と調整を図りながら保全方策を検討する。

3 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

(1) 社会的支援体制の強化

県民と協働して保護を図る必要性等の普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から希少野生動植物の保護管理を担う人材を育成・確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

(2) 普及啓発の推進

本種の保護管理に関する施策の推進に際しては、県民の合意形成が必要であることから、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について効果的な普及啓発を推進する。

また、将来的には保護活動への地域住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発を推進する。

4 事業推進への連携体制

本種の保護管理事業の実施に当たっては、有識者、地元自治体、地域住民等と連携し、地域における取組団体や地域の核となる人材の育成を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。